

# 陸上残土の受入について

## (平成30年4月1日改訂)

大阪湾広域臨海環境整備センターでは、陸上残土について、受入基準に適合するものを受け入れています。具体的には下記のとおり取り扱っております。

平成26年度から泉大津沖処分場での陸上残土Bの受入は終了しました。

記

### 1. 陸上残土の種類及び料金

種 類		料 金	備 考
陸 上 残 土	陸上残土A	1,188 円/ t	
	Aのうち上質なものを(特A) ※1	別料金	料金は、センター内の判定委員会で決定
	陸上残土B	1,512 円/ t	
	管理を要する陸上残土A(管理残土A) 管理を要する陸上残土B(管理残土B)	11,988 円/ t	管理残土Aは要措置区域等(※2)から発生する汚染土壌 管理残土Bは管理残土A以外

[料金には、消費税及び地方消費税を含みます。]

※1 1件の工事又は1つの契約につき年間搬入量が1,500t以上かつ良質のもの(3(3)参照)

※2 土壌汚染対策法に定める要措置区域(第6条)又は形質変更時要届出区域(第11条)

### 2. 陸上残土の分類

	説 明	受け入れる残土の種類
①一般的な掘削土(発生土)	下記②、③以外の土砂	・陸上残土A(特A含む) ・陸上残土B ・管理残土A・B
②中間処理等排出土	中間処理(セメントや石灰を混合し処理したもの)、工場跡地、道路側溝・水路等から排出される土砂	・陸上残土B
③河川等掘削土(発生土)	河川、池等の浚渫掘削土を陸上に揚げ、水切り、天日乾燥、固化処理等を行ったもの	・管理残土A・B

### 3. 一般的な掘削土の申込みに必要な分析

- ◇ 陸上残土の申込時には、化学分析の結果の提出が必要です。  
ただし「一般的な掘削土」に該当するもののうち、「陸上残土A」または「陸上残土B」で、1件の工事での搬入量が1,500t未満の場合は、化学分析を省略することができますが、泉大津沖処分場への埋立については、大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例の施行に伴い陸上残土の汚染のおそれがないことの確認が必要となります。
- ◇ 陸上残土A(特A含む)での申込にあたっては、土質分析の結果の提出が必要です。

## (1) 土質分析及び化学分析の項目

陸上残土A (特A)	<p>①土質分析は表1のとおり コーン指数、含水比、水素イオン濃度、 特Aの場合は「土の粒度試験」「地盤材料の工学的分類」</p> <p>②化学分析は表2のとおり  <span style="font-size: 2em;">[</span>         熱しゃく減量、含水率、油分、          27項目の溶出量、9項目の含有量  <span style="font-size: 2em;">]</span> </p> <p>※排出場所等（焼却炉設置の履歴がある場所等）によっては ダイオキシン類の含有量分析が必要な場合あり</p>
陸上残土B	<p>表2のとおり  <span style="font-size: 2em;">[</span>         熱しゃく減量、含水率、油分、          27項目の溶出量、9項目の含有量  <span style="font-size: 2em;">]</span> </p> <p>※排出場所等（焼却炉設置の履歴がある場所等）によっては ダイオキシン類の含有量分析が必要な場合あり</p> <p>※土質分析は不要</p>
管理残土A・B	<p>表4のとおり  <span style="font-size: 2em;">[</span>         熱しゃく減量、含水率、油分、          27項目の溶出量、1項目の含有量  <span style="font-size: 2em;">]</span> </p> <p>※排出場所等（焼却炉設置の履歴がある場所等）によっては ダイオキシン類の含有量分析が必要な場合あり</p>

➡ 上記分析の結果、1項目でも化学分析の基準を超過していれば、「陸上残土」あるいは「管理を要する陸上残土」として受け入れることができません。

## (2) 分析箇所数

- ◇ 1件の工事での搬入量に応じて、必要な分析箇所数が変わります。
- ◇ 化学分析と土質分析の必要分析箇所数は同じです。

陸上残土A 陸上残土 特A 陸上残土B  (化学分析、 土質分析とも 同じ数)	<p>適用：①一般的な掘削土、②中間処理等排出土</p> <p>1件の工事での搬入量に応じて、分析箇所数が決まります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">4,000t 未満</td> <td style="width: 30%;">1箇所(中間処理の場合は1回)</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">※</td> </tr> <tr> <td>4,000t 以上 10,000t 未満</td> <td>2箇所(中間処理の場合は2回)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10,000t 以上 20,000t 未満</td> <td>3箇所(中間処理の場合は3回)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20,000t 以上 30,000t 未満</td> <td>4箇所(中間処理の場合は4回)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30,000t 以上</td> <td>5箇所(中間処理の場合は5回)</td> <td></td> </tr> </table> <p>◎搬入予定エリアを上記分析箇所数で均等に分割し、それぞれについてサンプルを採取することを基本としますが、<b>サンプルの採取位置については事前に協議してください。</b></p>	4,000t 未満	1箇所(中間処理の場合は1回)	※	4,000t 以上 10,000t 未満	2箇所(中間処理の場合は2回)		10,000t 以上 20,000t 未満	3箇所(中間処理の場合は3回)		20,000t 以上 30,000t 未満	4箇所(中間処理の場合は4回)		30,000t 以上	5箇所(中間処理の場合は5回)	
4,000t 未満	1箇所(中間処理の場合は1回)	※														
4,000t 以上 10,000t 未満	2箇所(中間処理の場合は2回)															
10,000t 以上 20,000t 未満	3箇所(中間処理の場合は3回)															
20,000t 以上 30,000t 未満	4箇所(中間処理の場合は4回)															
30,000t 以上	5箇所(中間処理の場合は5回)															
管理残土A 管理残土B	<p>適用：①一般的な掘削土、②中間処理等排出土</p> <p>管理残土A・Bは、土壤汚染対策法に規定する土壤汚染状況調査に準拠して調査地点を設定してください。事前に土壤汚染状況調査により判明した汚染範囲の平面図、断面図等を提出し協議してください。</p>															

※「陸上残土A」または「陸上残土B」で、「①一般的な掘削土」に該当するもののうち、1件の工事での搬入量が1,500t 未満の場合は、化学分析を省略することができます。

### (3) 陸上残土Aの判断基準

◇ 残土Aの判断基準は下表のとおり。

区分	土質			搬入量
	コーン指数 (kN/m <sup>2</sup> )	含水比(発生 時)(%)	水素イオン濃 度(pH)	
陸上残土B(参考)	定めなし			定めなし
陸上残土A	400以上	40以下	5.8~8.6	定めなし
特A(残土Aのうち上質 なもの)	800以上	40以下	5.8~8.6	1件の工事又は 1つの契約につき 1500t以上

※なお、陸上残土A及び特Aは、発生土利用基準(平成18年8月10日付け通知)の表1に掲げる区分ごとに目安を決めており、陸上残土Aは下記の第1種~第3種建設発生土(改良土は除く。)に相当するもの、特Aは表1の第1種~第2種建設発生土(改良土は除く。)に相当するものである。

- ※ 第1種建設発生土 砂、礫及びこれらに準ずるもの
- 第2種建設発生土 砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの
- 第3種建設発生土 通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの

### 4. 中間処理等排出土の申込みに必要な分析

- ◇ 中間処理(セメントや石灰を混合し処理したもの)、工場跡地、道路側溝・水路等から排出される残土
- ◇ 申込時には、化学分析の結果の提出が必要です。

#### (1) 化学分析項目

陸上残土B	表2のとおり <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           熱しゃく減量、含水率、油分、            27項目の溶出量、9項目の含有量         </div> ※排出場所等(焼却炉設置の履歴がある場所等)によっては ダイオキシン類の含有量分析が必要な場合あり
管理残土A・B	表4のとおり <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           熱しゃく減量、含水率、油分、            27項目の溶出量、1項目の含有量         </div> ※排出場所等(焼却炉設置の履歴がある場所等)によっては ダイオキシン類の含有量分析が必要な場合あり

➡ 上記分析の結果、1項目でも基準を超過していれば、「陸上残土」あるいは「管理を要する陸上残土」として受け入れることができません。

#### (2) 分析箇所数

- ◇ 上記3.(2)の分析箇所数を参照ください。

### 5. 河川等掘削土の申込みに必要な分析

- ◇ 河川、池等の浚渫掘削土を陸上に揚げ、水切り、天日乾燥、固化処理等を行った残土
- ◇ 申込時には、化学分析の結果の提出が必要です。

## (1) 化学分析項目

陸上残土B	表3のとおり 〔 熱しゃく減量、含水率、油分、 35項目の溶出量、12項目の含有量 〕
管理残土A・B	表4のとおり 〔 熱しゃく減量、含水率、油分、 35項目の溶出量、3項目の含有量 〕 ※排出場所等（焼却炉設置の履歴がある場所等）によっては ダイオキシン類の含有量分析が必要な場合あり

➡ 上記分析の結果、1項目でも基準を超過していれば、「陸上残土」あるいは「管理  
を要する陸上残土」として受け入れることができません。

## (2) 分析箇所数

河川等掘削土	河川敷及び河川内は延長500mごとに1箇所 (採取場所は、河川内を優先すること)
--------	---

## 6. 陸上残土の申込みに必要な分析方法

### (1) 化学分析について

①一般的な掘削土（上記3）及び中間処理等排出土（上記4）の陸上残土の測定方法は以下のとおり。  
（熱しゃく減量・含水率） 昭和52年11月4日環整第95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備  
課長通知の別紙2のIIによる。

（油分）「環境大臣が定める排出基準に係る検定方法」（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）  
による。

（溶出試験）

ア 「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年3月6日 環境省告示第18号）  
による。

イ 検液の作成は、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日 環境庁告示第4  
6号）付表に掲げる方法による。

（含有試験）

ア ダイオキシン類を除く項目  
「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年3月6日 環境省告示第19号）  
による。

イ ダイオキシン類  
「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染  
に係る環境基準」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）別表に掲げる方法による。

② 河川等掘削土（上記5）の陸上残土Bの測定方法は以下のとおり。

（熱しゃく減量・含水率・油分） 上記①と同じ方法による。

（溶出試験）

ア 銅又はその化合物、亜鉛又はその化合物、ベリリウム又はその化合物、クロム又はその化合物、  
ニッケル又はその化合物、バナジウム又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類  
「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出  
しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月17日 環境庁告示第14  
号）による。

イ 上記以外の項目

上記①と同じ方法による。

(含有試験)

- ・ PCB 「底質調査方法」(平成 24 年 8 月 8 日環水大発 120725002 号)による。
  - ・ 有機塩素化合物(塩素)  
「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和 48 年 2 月 17 日 環境庁告示第 14 号)による。
  - ・ PCB、有機塩素化合物以外の項目  
上記①と同じ方法による。
- ③ 管理残土 A・B の測定方法は以下のとおり。  
(熱しやく減量・含水率・油分) 上記①と同じ方法による。

(溶出試験)

- ・ 上記①と同じ方法による。
- ・ 土壤汚染対策法で規定された揮発性有機化合物については、土壤ガス調査で不検出の場合は省略が可能です。
- ・ なお、土地の使用履歴によっては、表 3 に示す項目以外の分析が必要になる場合があります。

(河川等掘削土で必要になる項目の溶出試験)

- ・ 銅又はその化合物、亜鉛又はその化合物、ベリリウム又はその化合物、クロム又はその化合物、ニッケル又はその化合物、バナジウム又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類  
「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和 48 年 2 月 17 日 環境庁告示第 14 号)による。

(河川等掘削土で必要になる項目の含有試験)

- ・ PCB 及び有機塩素化合物(塩素)  
上記②と同じ方法による。

## (2) 土質分析について

(コーン指数)

- ・ JIS A 1228 締固めた土のコーン指数試験方法
- ・ 1 層ごとの突固め回数は 25 回とする。  
※ コーン指数・・・コーンペネトロメーターを土中のある深さまで貫入させるのに要するコーンの底面積で除したもので、建設機械の走行性の良否をあらわすトラフィカビリティを示す指標

(含水比)

- ・ JIS A 1203 土の含水比試験方法

(水素イオン濃度)

- ・ JGS 0211 (地盤工学会基準) 土の pH 試験

(土の粒度試験)

- ・ JIS A 1204 土の粒度試験

(地盤材料の工学的分類)

- ・ JGS 0051 (地盤工学会基準) 地盤材料の工学的分類

## 7. 申込受付場所

	受付場所	受付時間
①一般的な掘削土 (発生土)	本社業務課 大阪市北区中之島 2-2-2 大阪中之島ビル 9 階 電話：06-6204-1722	月曜日から金曜日の 9:30 ～12:00、13:00～ 16:30 です。 (但し、祝日、年末年始(12/29 ～1/3)、センターの指定する 日は除きます。)
②中間処理等排出土		
③河川等掘削土 (発生土)		

表1 分析結果一覧表(土質)

廃棄物名	陸上残土A	試料採取場所	
契約者名		試料採取日	平成 年 月 日
		分析年月日	平成 年 月 日
		分析者名(会社名)	

契約に係る分析は分析必要項目に○印が付いている項目について分析をしてください。

また、分析した証明(結果)書を添付するとともに分析結果欄に転記してください。

項目	分析必要項目	分析結果		判定基準		*
コーン指数	○		KN/m <sup>2</sup>	400	KN/m <sup>2</sup> 以上	
含水比	○		%	40	%以下	
水素イオン濃度(PH)	○			5.8~8.6		

◎ 分析は、土質調査試験機関で行い、また、分析証明(結果)書は6ヶ月以内のものを添付してください。

◎ 試験方法

コーン指数及び含水比の試験方法は、「発生土利用基準について」(平成18年8月10日付け国官技第112号国土交通省大臣官房技術調査課長、国官総第309号国土交通省大臣官房公共事業調査室長、国営計第59号国土交通省大臣官房管轄部計画課長通知)に掲げる土質区分判定のための調査試験方法に定める方法とする。また、pHの試験方法は、地盤工学会基準(JGS)0211に定める方法とする。

控えが必要な場合はコピーしてください。

表2 分析結果一覧表(化学分析)

廃棄物名	陸上残土(A・B)	試料採取場所	
契約者名		試料採取日	平成 年 月 日
		分析年月日	平成 年 月 日
		分析業者名(会社名)	

契約に係る分析は分析必要項目に○印が付いている項目について分析をしてください。△印の項目については、省略が可能な場合がありますので、別途確認してください。

また、分析した証明(結果)書を添付するとともに分析結果欄に転記してください。

項目	分析必要項目	分析結果	判定基準	*
熱しゃく減量	○	%	15	%以下
含水率	○	%	85	%以下
油分(n-ヘキサン抽出物質)	○	%	5	%以下

項目	分析必要項目	分析結果	溶出判定基準	*	分析必要項目	分析結果	含有判定基準	*
第一種特定有害物質	クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	○	mg/L 0.002	mg/L以下			mg/kg	—
	四塩化炭素	○	mg/L 0.002	mg/L以下			mg/kg	—
	1, 2-ジクロロエタン	○	mg/L 0.004	mg/L以下			mg/kg	—
	1, 1-ジクロロエチレン	○	mg/L 0.1	mg/L以下			mg/kg	—
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	○	mg/L 0.04	mg/L以下			mg/kg	—
	1, 3-ジクロロプロペン	○	mg/L 0.002	mg/L以下			mg/kg	—
	ジクロロメタン	○	mg/L 0.02	mg/L以下			mg/kg	—
	テトラクロロエチレン(PCE)	○	mg/L 0.01	mg/L以下			mg/kg	—
	1, 1, 1-トリクロロエタン	○	mg/L 1	mg/L以下			mg/kg	—
	1, 1, 2-トリクロロエタン	○	mg/L 0.006	mg/L以下			mg/kg	—
	トリクロロエチレン(TCE)	○	mg/L 0.03	mg/L以下			mg/kg	—
	ベンゼン	○	mg/L 0.01	mg/L以下			mg/kg	—
	第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物(Cd)	○	mg/L 0.01	mg/L以下	○		mg/kg
六価クロム化合物(Cr <sup>6+</sup> )		○	mg/L 0.05	mg/L以下	○		mg/kg	250 mg/kg以下
シアン化合物(CN)		○	mg/L	検出されないこと	○		mg/kg	50 mg/kg以下
アルキル水銀化合物(R-Hg)		※	mg/L	検出されないこと			mg/kg	—
水銀及びその化合物(T-Hg)		○	mg/L 0.0005	mg/L以下	○		mg/kg	15 mg/kg以下
セレン及びその化合物(Se)		○	mg/L 0.01	mg/L以下	○		mg/kg	150 mg/kg以下
鉛及びその化合物(Pb)		○	mg/L 0.01	mg/L以下	○		mg/kg	150 mg/kg以下
砒素及びその化合物(As)		○	mg/L 0.01	mg/L以下	○		mg/kg	150 mg/kg以下
ふっ素及びその化合物		○	mg/L 0.8	mg/L以下	○		mg/kg	4000 mg/kg以下
ほう素及びその化合物	○	mg/L 1	mg/L以下	○		mg/kg	4000 mg/kg以下	
第三種特定有害物質	シマジン	○	mg/L 0.003	mg/L以下			mg/kg	—
	チオベンカルブ	○	mg/L 0.02	mg/L以下			mg/kg	—
	チウラム	○	mg/L 0.006	mg/L以下			mg/kg	—
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	○	mg/L	検出されないこと			mg/kg	—
	有機りん化合物(O-P)	○	mg/L	検出されないこと			mg/kg	—
	ダイオキシン類(DXN)				△		pg-TEQ/g	1000 pg-TEQ/g以下

備考	
----	--

(注)測定方法等については裏面を参照してください。  
控えが必要な場合はコピーしてください。

## 1 熱しやく減量等3項目の測定方法

- ◎ 熱しやく減量、含水率 厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知の別紙2のII(昭和52年11月4日環境第95号)
- ◎ 油分 有姿試料について、排水基準を定める省令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検査方法(昭和49年9月30日環境庁告示第64号)

## 2 溶出試験の測定方法

- ア、「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」(平成15年3月6日 環境省告示第18号)
- イ、検液の作成は、「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日 環境庁告示第46号)付表に掲げる方法による。
- ※ 「アルキル水銀化合物」の溶出試験は、「水銀又はその化合物」が検出された場合に必要です。

## 3 含有試験の測定方法

- ◎ ダイオキシン類を除く項目  
「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件」(平成15年3月6日環境省告示第19号)による。
- ◎ ダイオキシン類 (中間処理場、焼却炉設置の履歴がある場合等)  
「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準」(平成11年12月27日環境庁告示第68号)別表に掲げる方法による。

## 4 共通事項

- ◎ 分析結果が定量限界値未満の場合は、その数値未満であることを明示してください。  
(例えば<0.001、0.001未満 単なる「不検出」は不可)
- ◎ 分析は、計量証明事業登録事務所で行い、また、分析証明(結果)書を添付してください。
- ※ 詳しくは「受入の手引」をご覧ください。

表3 分析結果一覧表(化学分析)

廃棄物名	陸上残土B(河川等掘削土)	試料採取場所				
		試料採取日	平成	年	月	日
契約者名		分析年月日	平成	年	月	日
		分析業者名(会社名)				

契約に係る分析は分析必要項目に○印が付いている項目について分析をしてください。

また、分析した証明(結果)書を添付するとともに分析結果欄に転記してください。

項目	分析必要項目	分析結果		判定基準		*
熱しやく減量	○		%	15	%以下	
含水率	○		%	85	%以下	
油分(n-ヘキサン抽出物質)	○		%	5	%以下	

項目	分析必要項目	分析結果	溶出判定基準		*	分析必要項目	分析結果	含有判定基準		*
アルキル水銀化合物(R-Hg)	※	mg/L	検出されないこと				mg/kg	-		
水銀及びその化合物(T-Hg)	○	mg/L	0.0005	mg/L以下		○	mg/kg	15	mg/kg以下	
カドミウム及びその化合物(Cd)	○	mg/L	0.01	mg/L以下		○	mg/kg	150	mg/kg以下	
鉛及びその化合物(Pb)	○	mg/L	0.01	mg/L以下		○	mg/kg	150	mg/kg以下	
六価クロム化合物(Cr <sup>6+</sup> )	○	mg/L	0.05	mg/L以下		○	mg/kg	250	mg/kg以下	
砒素及びその化合物(As)	○	mg/L	0.01	mg/L以下		○	mg/kg	150	mg/kg以下	
セレン及びその化合物(Se)	○	mg/L	0.01	mg/L以下		○	mg/kg	150	mg/kg以下	
有機りん化合物(O-P)	○	mg/L	検出されないこと				mg/kg	-		
シアン化合物(CN)	○	mg/L	検出されないこと			○	mg/kg	50	mg/kg以下	
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	○	mg/L	0.003	mg/L以下		○	mg/kg	10	mg/kg未満	
銅又はその化合物	○	mg/L	3	mg/L以下			mg/kg	-		
亜鉛又はその化合物	○	mg/L	2	mg/L以下			mg/kg	-		
クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	○	mg/L	0.002	mg/L以下			mg/kg	-		
トリクロロエチレン(TCE)	○	mg/L	0.03	mg/L以下			mg/kg	-		
テトラクロロエチレン(PCE)	○	mg/L	0.01	mg/L以下			mg/kg	-		
ベリリウム又はその化合物	○	mg/L	2.5	mg/L以下			mg/kg	-		
クロム又はその化合物	○	mg/L	2	mg/L以下			mg/kg	-		
ニッケル又はその化合物	○	mg/L	1.2	mg/L以下			mg/kg	-		
バナジウム又はその化合物	○	mg/L	1.5	mg/L以下			mg/kg	-		
有機塩素化合物(塩素)		mg/L		mg/L以下		○	mg/kg	40	mg/kg以下	
ジクロロメタン	○	mg/L	0.02	mg/L以下			mg/kg	-		
四塩化炭素	○	mg/L	0.002	mg/L以下			mg/kg	-		
1, 2-ジクロロエタン	○	mg/L	0.004	mg/L以下			mg/kg	-		
1, 1-ジクロロエチレン	○	mg/L	0.1	mg/L以下			mg/kg	-		
シス-1, 2-ジクロロエチレン	○	mg/L	0.04	mg/L以下			mg/kg	-		
1, 1, 1-トリクロロエタン	○	mg/L	1	mg/L以下			mg/kg	-		
1, 1, 2-トリクロロエタン	○	mg/L	0.006	mg/L以下			mg/kg	-		
1, 3-ジクロロプロペン	○	mg/L	0.002	mg/L以下			mg/kg	-		
チウラム	○	mg/L	0.006	mg/L以下			mg/kg	-		
シマジン	○	mg/L	0.003	mg/L以下			mg/kg	-		
チオベンカルブ	○	mg/L	0.02	mg/L以下			mg/kg	-		
ベンゼン	○	mg/L	0.01	mg/L以下			mg/kg	-		
1, 4-ジオキサン	○	mg/L	0.5	mg/L以下			mg/kg	-		
フッ素及びその化合物	○	mg/L	0.8	mg/L以下		○	mg/kg	4000	mg/kg以下	
ホウ素及びその化合物	○	mg/L	1	mg/L以下		○	mg/kg	4000	mg/kg以下	
ダイオキシン類(DXN)	○	mg-TEQ/g	10	pg-TEQ/L以下		○	pg-TEQ/g	1000	pg-TEQ/g以下	

備考	
----	--

(注)測定方法等については裏面を参照してください。  
 控えが必要な場合はコピーしてください。

#### 1 熱しやく減量等3項目の測定方法

- ◎ 熱しやく減量、含水率 厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知の別紙2のⅡ(昭和52年11月4日環整第95号)
- ◎ 油分 有姿試料について、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検査方法(昭和49年9月30日環境庁告示第64号)

#### 2 溶出試験の測定方法

- ◎ 銅又はその化合物、亜鉛又はその化合物、ベリリウム又はその化合物、クロム又はその化合物、ニッケル又はその化合物、バナジウム又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類に係る測定方法  
「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月17日環境庁告示第14号)による。
- ◎ 上記以外の項目に係る測定方法  
ア、「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」(平成15年3月6日 環境省告示第18号)  
イ、検液の作成は、「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日 環境庁告示第46号)付表に掲げる方法による。  
※「アルキル水銀化合物」の溶出試験は、「水銀又はその化合物」が検出された場合に必要です。

#### 3 含有試験の測定方法

- ◎ PCB  
「底質調査方法」(平成24年8月8日環水大発第120725002号)による。
- ◎ 有機塩素化合物(塩素)  
「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月17日環境庁告示第14号)による。
- ◎ ダイオキシン類  
「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準」(平成11年12月27日環境庁告示第68号)別表に掲げる方法による。
- ◎ 上記以外の項目  
「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件」(平成15年3月6日環境省告示第19号)による。

#### 4 共通事項

- ◎ 分析結果が定量限界値未満の場合は、その数値未満であることを明示してください。  
(例えば<0.001、0.001未満 単なる「不検出」は不可)
  - ◎ 分析は、計量証明事業登録事務所で行い、また、分析証明(結果)書を添付してください。
- ※ 詳しくは「受入の手引」をご覧ください。

表4 分析結果一覧表(化学分析)

廃棄物名	管理を要する陸上残土A・B	試料採取場所	
契約者名		試料採取日	平成 年 月 日
		分析年月日	平成 年 月 日
		分析者名(会社名)	

受入可能な有害物質の種類に◎を付けています。それ以外の有害物質で汚染された土壌は受入できません。契約に係る分析は分析必要項目に○印が付いている項目について分析をしてください。△印の項目については、省略が可能な場合がありますので、別途確認してください。更に●印は河川等掘削土に限り分析が必要です。また、分析した証明(結果)書を添付するとともに分析結果欄に転記してください。

項目	分析必要項目	分析結果	判定基準		*
熱しやく減量	○	%	15	%以下	
含水率	○	%	85	%以下	
油分(n-ヘキサン抽出物質)	○	%	5	%以下	

項目	分析必要項目	分析結果	溶出判定基準		*	分析必要項目	分析結果	含有判定基準		*	
			mg/L	mg/L以下				mg/kg	mg/kg以下		
第一種特定有害物質	クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	○	mg/L	0.002	mg/L以下		mg/kg	—			
	四塩化炭素	○	mg/L	0.002	mg/L以下		mg/kg	—			
	1, 2-ジクロロエタン	○	mg/L	0.004	mg/L以下		mg/kg	—			
	1, 1-ジクロロエチレン	○	mg/L	0.1	mg/L以下		mg/kg	—			
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	○	mg/L	0.04	mg/L以下		mg/kg	—			
	1, 3-ジクロロプロペン	○	mg/L	0.002	mg/L以下		mg/kg	—			
	ジクロロメタン	○	mg/L	0.02	mg/L以下		mg/kg	—			
	テトラクロロエチレン(PCE)	○	mg/L	0.01	mg/L以下		mg/kg	—			
	1, 1, 1-トリクロロエタン	○	mg/L	1	mg/L以下		mg/kg	—			
	1, 1, 2-トリクロロエタン	○	mg/L	0.006	mg/L以下		mg/kg	—			
	トリクロロエチレン(TCE)	○	mg/L	0.03	mg/L以下		mg/kg	—			
	ベンゼン	○	mg/L	0.01	mg/L以下		mg/kg	—			
	◎カドミウム及びその化合物(Cd)	○	mg/L	0.1	mg/L以下		mg/kg	—			
	◎六価クロム化合物(Cr <sup>6+</sup> )	○	mg/L	0.5	mg/L以下		mg/kg	—			
◎第二種特定有害物質	シアン化合物(CN)	○	mg/L	1	mg/L以下		mg/kg	—			
◎	アルキル水銀化合物(R-Hg)	※	mg/L	検出されないこと			mg/kg	—			
◎	水銀及びその化合物(T-Hg)	○	mg/L	0.0005	mg/L以下	○	mg/kg	15	mg/kg以下		
◎	セレン及びその化合物(Se)	○	mg/L	0.1	mg/L以下		mg/kg	—			
◎	鉛及びその化合物(Pb)	○	mg/L	0.1	mg/L以下		mg/kg	—			
◎	砒素及びその化合物(As)	○	mg/L	0.1	mg/L以下		mg/kg	—			
◎	ふっ素及びその化合物	○	mg/L	15	mg/L以下		mg/kg	—			
◎	ほう素及びその化合物	○	mg/L	30	mg/L以下		mg/kg	—			
第三種特定有害物質	シマジン	○	mg/L	0.003	mg/L以下		mg/kg	—			
	チオベンカルブ	○	mg/L	0.02	mg/L以下		mg/kg	—			
	チウラム	○	mg/L	0.006	mg/L以下		mg/kg	—			
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	○	mg/L	検出されないこと		●	mg/kg	10	mg/kg未満		
	有機りん化合物(O-P)	○	mg/L	検出されないこと			mg/kg	—			
	その他	銅又はその化合物	●	mg/L	3	mg/L以下		mg/kg	—		
		亜鉛又はその化合物	●	mg/L	2	mg/L以下		mg/kg	—		
		ベリリウム又はその化合物	●	mg/L	2.5	mg/L以下		mg/kg	—		
		クロム又はその化合物	●	mg/L	2	mg/L以下		mg/kg	—		
		ニッケル又はその化合物	●	mg/L	1.2	mg/L以下		mg/kg	—		
バナジウム又はその化合物		●	mg/L	1.5	mg/L以下		mg/kg	—			
有機塩素化合物(塩素)			mg/L	—	mg/L以下	●	mg/kg	40	mg/kg以下		
1, 4-ジオキサン	●	mg/L	0.5	mg/L以下		mg/kg	—				
ダイオキシン類(DXN)	●	pp-TEQ/L	10	pp-TEQ/L以下	△	pp-TEQ/g	1000	pp-TEQ/g以下			

備考	
----	--

(注)測定方法等については裏面を参照してください。

控えが必要な場合はコピーしてください。

※「アルキル水銀化合物」の溶出試験は、「水銀又はその化合物」が検出された場合に必要です。

#### 1 熱しやく減量等3項目の測定方法

- ◎ 熱しやく減量、含水率
- ◎ 油分

厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知の別紙2のII(昭和52年11月4日環境第95号)  
有姿試料について、排水基準を定める省令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検査方法(昭和49年9月30日環境庁告示第64号)

#### 2 溶出試験の測定方法

- ◎ 銅又はその化合物、亜鉛又はその化合物、バリウム又はその化合物、クロム又はその化合物、ニッケル又はその化合物、バナジウム又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類に係る測定方法  
「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月17日環境庁告示第14号)による。
- ◎ 上記以外の項目に係る測定方法  
ア、「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」(平成15年3月6日 環境省告示第18号)  
イ、検液の作成は、「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日 環境庁告示第46号)付表に掲げる方法による。

#### 3 含有試験の測定方法

- ◎ PCB  
「底質調査方法」(平成24年8月8日環水大発第120725002号)による。
- ◎ 有機塩素化合物(塩素)  
「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月17日環境庁告示第14号)による。
- ◎ ダイオキシン類  
「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年12月27日環境庁告示第68号)別表に掲げる方法による。
- ◎ 上記以外の項目  
「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件」(平成15年3月6日環境省告示第19号)による。

#### 4 共通事項

- ◎ 分析結果が定量限界値未満の場合は、その数値未満であることを明示してください。  
(例えば<0.001、0.001未満 単なる「不検出」は不可)
  - ◎ 分析は、計量証明事業登録事務所で行い、また、分析証明(結果)書を添付してください。
- ※ 詳しくは「受入の手引」をご覧ください。